国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

中部運輸局自動車交通部

令和５年１０月２４日　１４時００分発表

〈お問合せ先〉
中部運輸局 自動車交通部　自動車監査官
松岡、桑原　　℡ 052-952-8038
中部運輸局 三重運輸支局　輸送・監査担当
鈴木、人見　　℡ 059-234-8411

トラック事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、車両使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

１．事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：株式会社　愛成商事（代表者：池田　郁美）
住　　所：三重県桑名市長島町押付５３６番地５
営 業 所：中部営業所（三重県桑名市八幡町４８番地）

２．行政処分等の概要

処 分 日：令和５年１０月２４日
処分内容：① 車両使用停止処分２１０日車
（３両を５２日間、１両を５４日間）
② 文書警告
③ 輸送の安全確保命令

３．監査端緒

中国運輸局山口運輸支局が山口県内で実施した街頭検査において当該事業者の事業用自動車が無車検運行を行ったことを確認したため、中部運輸局が当該事業者に対して監査を実施。

４．主な違反内容及び違反条項

（１）認可を受けないで、自動車車庫を設置していた。
（貨物自動車運送事業法第９条第１項）

（２）届出を行わず、営業所別配置車両数を変更していた。
（貨物自動車運送事業法第９条第３項）

（３）届出を行わず、利用する事業者を変更していた。
（貨物自動車運送事業法第９条第３項）

（４）運転者の勤務時間及び乗務時間について国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項）

（５）事業用自動車の定期点検整備記録簿を保存していなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の３）

（６）点呼を実施していなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第１項及び第２項）

（７）点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第５項）

（８）業務の記録をしていなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第８条）

（９）業務の記録に事実と異なる記載をしていた。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第８条）

（10）運行記録計による記録をしていなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条）

（11）運行指示書を保存していなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条の３第４項）

（12）運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条の５第１項）

（13）事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第１項）

（14）運転者に対する指導監督の記録を保存していなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第１項）

（15）国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第２項）

（16）特定の運転者に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第２項）

（17）業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第２２条）

（18）輸送の安全にかかわる情報の公表をしていなかった。
（貨物自動車運送事業法第２４条の３）

（19）事業実績報告書を提出していなかった。
（貨物自動車運送事業法第６０条第１項）

５．行政処分事業者に対する違反点数付与状況
・当該行政処分により付された違反点数　２１点
・当該事業者に付された累積違反点数　　２１点